令 和　 8年 度

業務設計書（公示用）

業務名：　令和８年度　滑動崩落対策施設　地下水位観測業務（里塚地区ほか２地区）

令和　 8年　 8月　　単価適用

都市局　市街地整備部　開発指導課

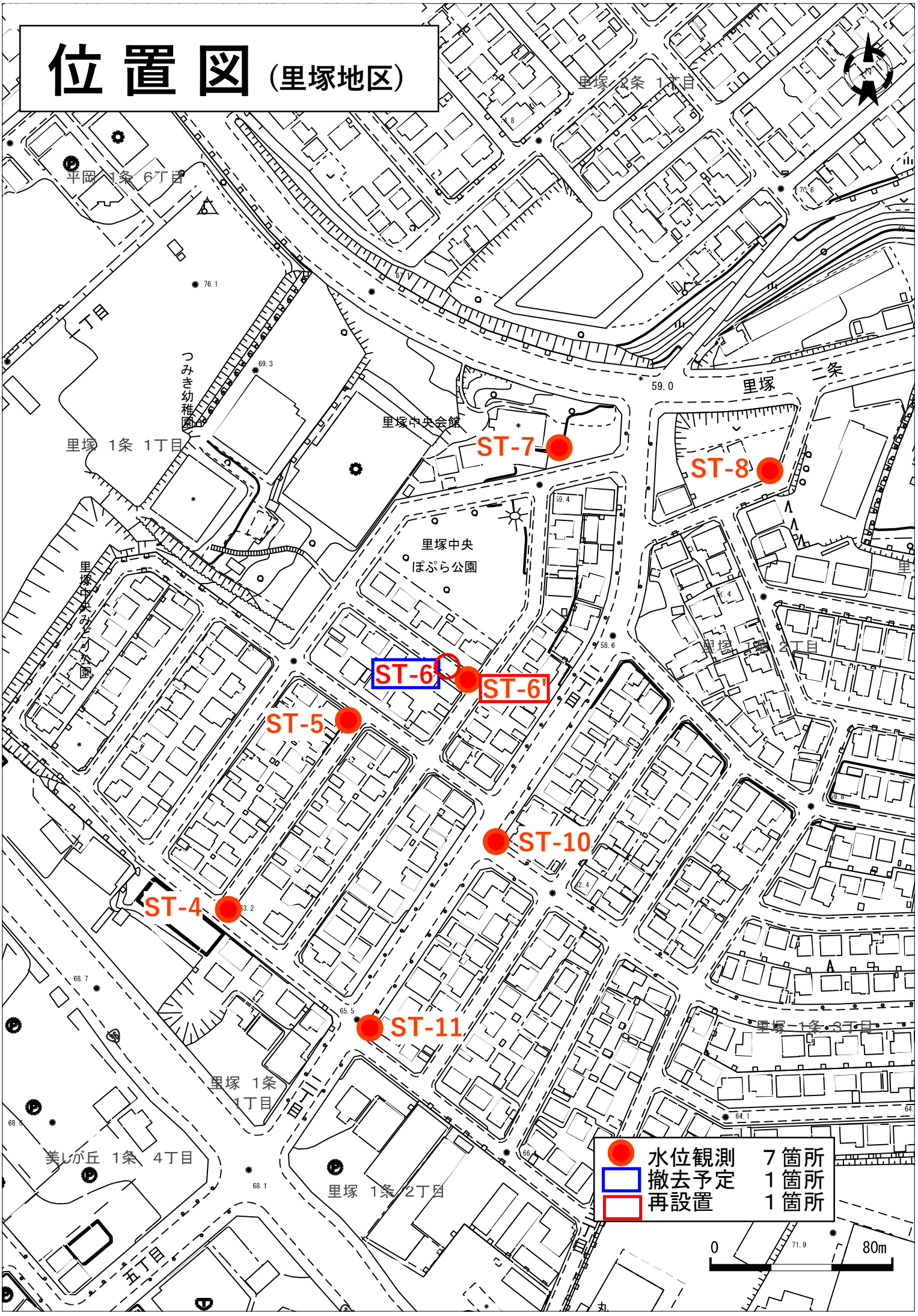
位置図（里塚地区）
里塚 2条 1丁目
平岡 1条 6丁目
76.1
一丁目
つみき幼稚園
69.3
里塚中央会館
59.0
里塚 二条
里塚 1条 1丁目
ST-7
ST-8
59.4
里塚中央
ぽぷら公園
里塚中央みどり公園
58.6
ST-6
ST-6'
ST-5
ST-10
ST-4
63.2
68.7
65.5
ST-11
里塚 1条 3丁目
里塚 1条
1丁目
64.1
美しが丘 1条 4丁目
68.6
68.1
里塚 1条 2丁目
五丁目
66
71.9
水位観測 7箇所
撤去予定 1箇所
再設置 1箇所
0
80m

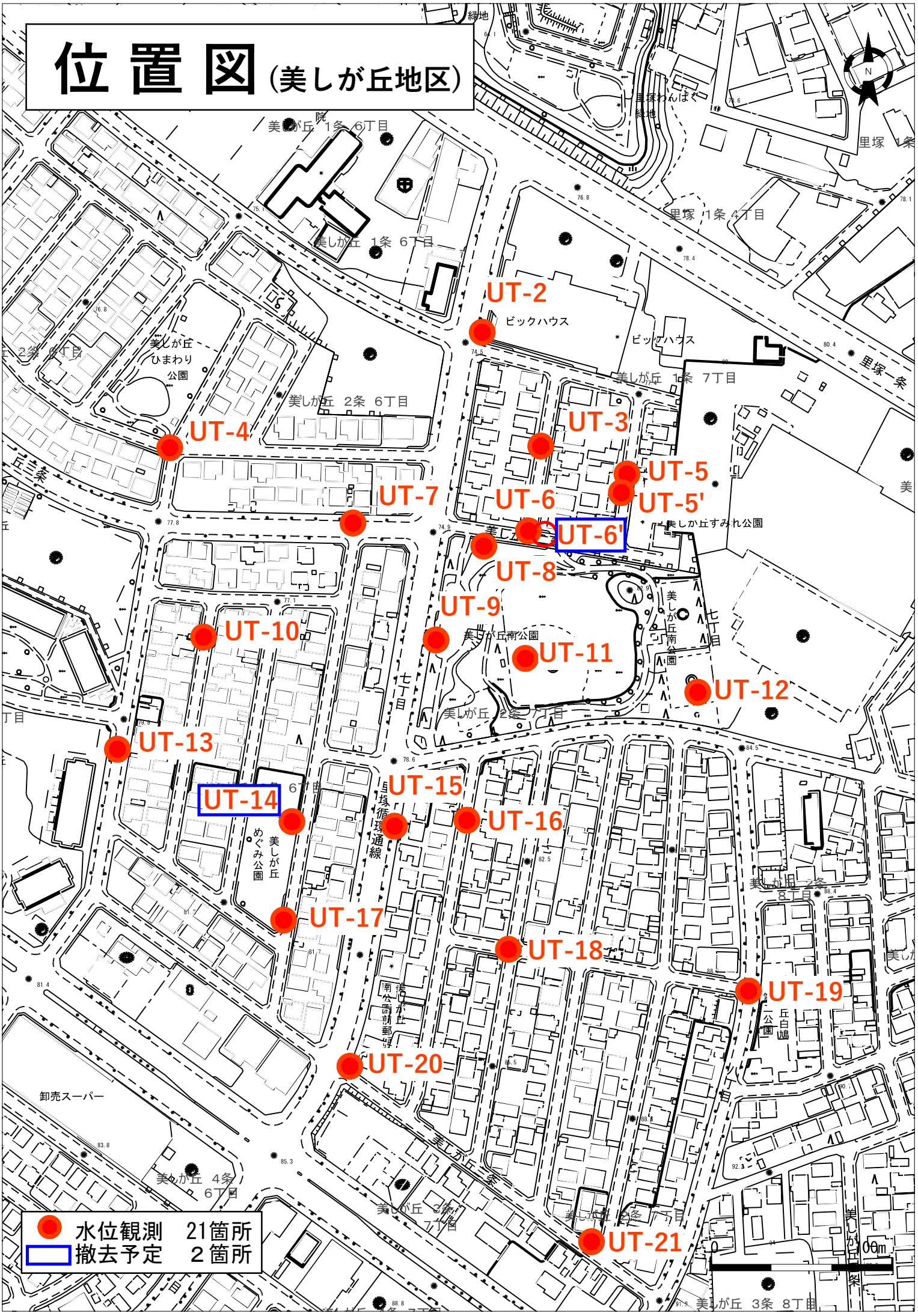
位置図（美しが丘地区）
UT-2
UT-3
UT-4
UT-5
UT-5'
UT-6
UT-6'
UT-7
UT-8
UT-9
UT-10
UT-11
UT-12
UT-13
UT-14
UT-15
UT-16
UT-17
UT-18
UT-19
UT-20
UT-21
水位観測　21箇所
撤去予定　2箇所
美しが丘　1条　6丁目
美しが丘　1条　7丁目
美しが丘　2条　6丁目
美しが丘　2条　7丁目
美しが丘　2条　8丁目
美しが丘　3条　7丁目
美しが丘　3条　8丁目
美しが丘　4条　6丁目
里塚　1条　4丁目
ビックハウス
美しが丘ひまわり公園
美しが丘すみれ公園
美しが丘南公園
美しが丘めぐみ公園
里塚循環通線
卸売スーパー
0
100m

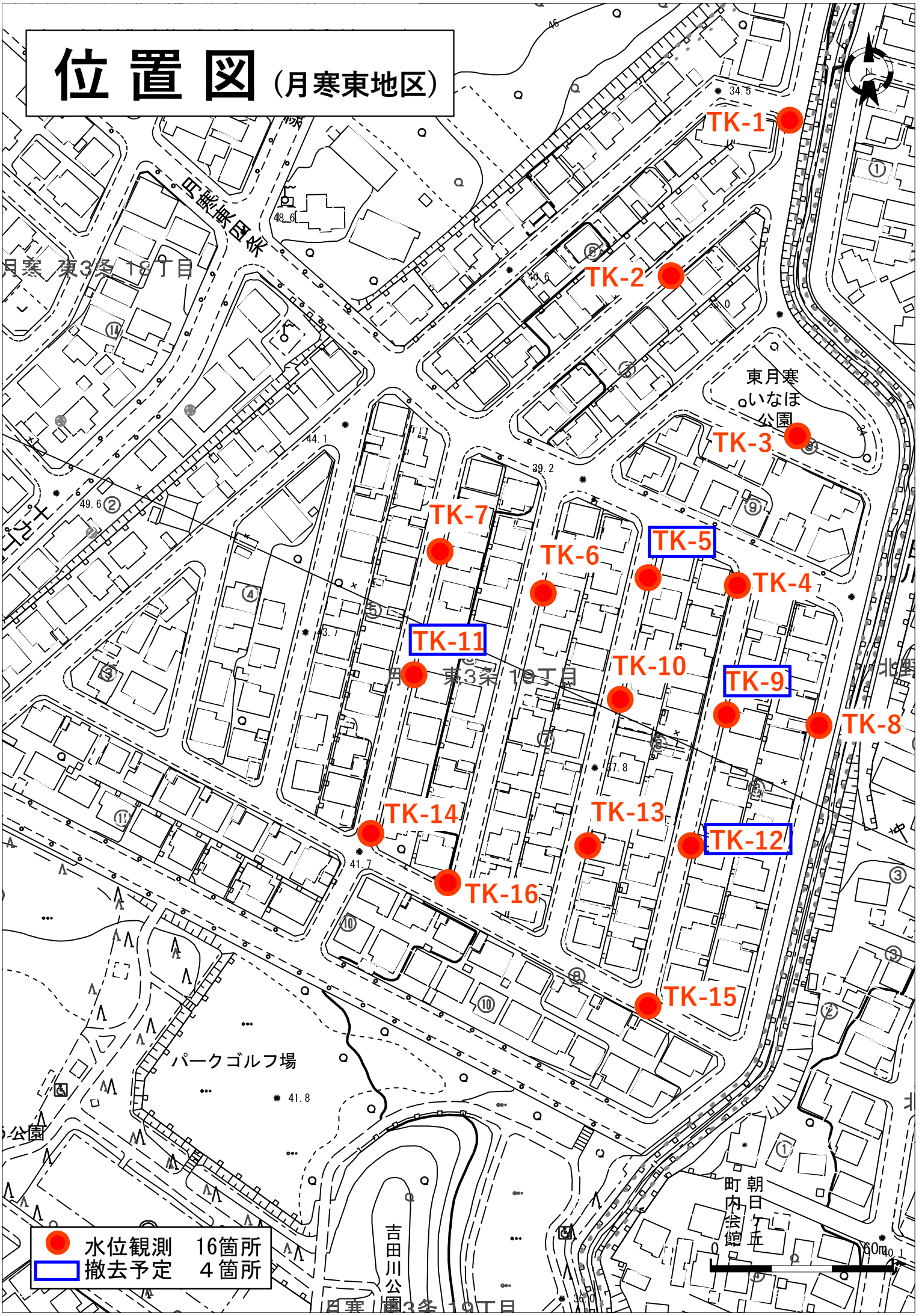
位置図（月寒東地区）
TK-1
TK-2
TK-3
TK-4
TK-5
TK-6
TK-7
TK-8
TK-9
TK-10
TK-11
TK-12
TK-13
TK-14
TK-15
TK-16
東月寒
いなほ
公園
パークゴルフ場
吉田川公園
朝日ケ丘
町内会館
水位観測　16箇所
撤去予定　4箇所
60m

業務説明書

１．概要

地下水位調査：一式　観測孔撤去：一式　観測孔保守：一式　観測孔再設置：一式

２．場所　　札幌市清田区里塚１条１丁目ほか

３．期間　　契約書に示す着手の日から令和 9年 2月 3日までとする。

４．図面　　別添のとおり。（位置図）

５．仕様書　　大規模盛土滑動崩落対策施設維持管理マニュアル、その他関連資料、特記仕様書による。

６．特記仕様書　別添のとおり。

令和８年度 滑動崩落対策施設 地下水位観測業務（里塚地区ほか２地区）
特　記　仕　様　書

１　総則

⑴　本特記仕様書は、「令和８年度 滑動崩落対策施設 地下水位観測業務（里塚地区ほか２地区）」に適用するものとする。

⑵　本業務は、本特記仕様書のほか札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、札幌市委託業務契約書、設計図書等に基づき行うものとする。

⑶　⑵は、本業務に必要な事項のうち主要な事項を示すものであり、これに指示のない事項であっても、業務上必要な事項については、受託者の責任において行うものとする。

⑷　受託者は、委託者と連絡を密にとり業務を進めるものとする。

⑸　現地水位観測調査等の作業時においては、労働安全衛生規則等の各種法令を遵守するとともに、必要な安全対策等の措置は受注者が責任を持って行うこと。

⑹　調査後は、整理清掃を行い現状に復すること。

⑺　受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

⑻　受託者は、本業務完了後であっても本市より説明を求められた場合は、速やかに担当者を派遣し、説明を行うものとする。

２　目的

本業務は、北海道胆振東部地震で被災し対策工事を行った地区において、地区内の地下水位を観測することを目的としている。

３　業務の実施期間

本業務の実施期間は、契約時から令和９年２月３日までとする。

４　業務箇所(位置図参照)

札幌市清田区里塚１条１丁目周辺
札幌市清田区美しが丘２条７丁目周辺
札幌市豊平区月寒東３条19丁目周辺

５　業務の詳細

業務の詳細については、委託者と協議の上、決定するものとする。協議による業務内容の変更および現場条件による数量変更等が生じた場合、また、現場状況や関係機関協議により安全対策に関する措置が変更となった場合は契約変更の対象となるため委託者と協議すること。

６　業務内容

本業務の内容は以下のとおりである。

＜地下水位調査＞

⑴　地下水位観測
⑵　地下水位観測孔保守点検
⑶　地下水位観測孔撤去
⑷　地下水位観測孔再設置

地下水位調査

⑴　地下水位観測

地下水位観測は、対策実施地区内の地下水位が安定的に推移しているか確認することを目的としている。観測箇所は別記数量表を確認すること。観測時期については業務主任と協議すること。観測回数は1回を想定している。現地には、MODEL-4800　S&DL　miniおよびMODEL-4900　S&DL　mini(応用地質株式会社)の水圧計と大気圧計が設置されている。S&DL　miniソフトウェアをダウン

ロードした上、専用のクレードルやオプティカルリーダを使用してデータを取得し、過年度の成果をもとに水位等の変動グラフを更新する。なおグラフには、取得した水位と水温のほか、本市が提供する気温、降雨量、積雪量を記載することとする。降雨や融水が保護蓋や路盤を経由して観測孔に入ることがあるため、異常値排除フロー（下図）により処理するかを業務主任と協議すること。

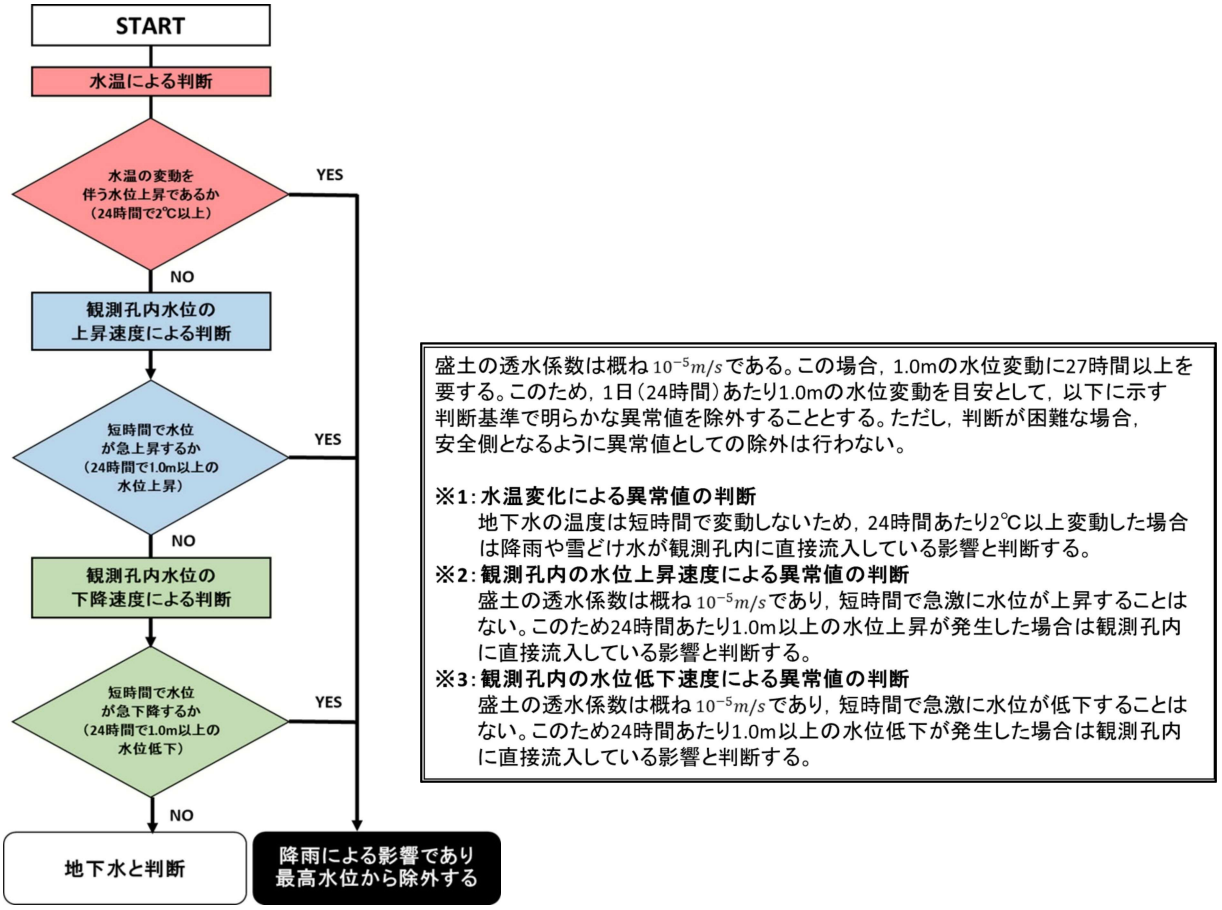

降雨による地下水位上昇の異常値の判断フロー

⑵　地下水位観測孔保守点検

地下水位観測時に観測孔や保護蓋等に異常がないか確認を行い、異常があったものは写真撮影等で記録を取ったうえで報告を行い、軽微なものは現場にて対応すること。作業が困難なものについては委託者と協議の上、対応を検討すること。

⑶　地下水位観測孔撤去

別紙「位置図」に示す撤去予定箇所に関して、本業務で計測したデータ結果を基に本市と協議のうえ、観測孔を撤去・閉塞する。なお、その場合において、数量に変更があった場合は設計変更の対象とする。

観測孔の撤去方法は委託者や道路管理者と協議の上で、現場状況を鑑みて決定すること。また、観測孔引抜きで使用する一部器具（井戸材回収器）は委託者より貸与できるものがあるので着手後に確認すること。

⑷　地下水位観測孔再設置

継続観測不可な観測孔について、発注者と協議の上、その近傍に再設置を行う。また、同観測孔の頭部は地表面から5㎜程度下げて鍵付きの孔口保護蓋を設置するものとする。

7　打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間、業務完了時に行うものとし、主任技術者（管理技術者）が同席するものとする。

8　成果品の提出

本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「札幌市電子納品運用ガイドライン（案）［土木業務編］（以下「電子納品ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

成果品は「電子納品ガイドライン」に基づいて再生した電子データを電子媒体で提出する。「電子納品ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「電子納品ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は委託者と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品ガイドライン」に基づいて行うものとする。成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

1　成果品

①　報告書（紙資料）　：１部

②　報告書電子データ　：２部

2　提出場所：札幌市 都市局 市街地整備部 開発指導課

9　照査

照査は、業務の主要な区切り及び業務完了前に次の事項に関して照査する。

1　本仕様書及びその他の諸基準との整合

2　打合せ記録との整合

3　成果品に対する主任技術者、照査技術者による検証

10　資格要件

本業務に従事する主任技術者及び照査技術者は、以下の資格のうちいずれかを有する者とする。

1　技術士　総合技術監理部門「建設－土質及び基礎」

2　技術士　建設部門「土質及び基礎」

3　RCCM　地質、土質及び基礎部門

11　書類に関する事項

⑴　本業務委託に係る業務計画書及び業務工程表を作成し保存するとともに、契約の締結後速やかに提出すること。

⑵　現場作業等で身分証明書が必要な場合は、「身分証明書交付願」を作成し、委託者に提出すること。なお、身分証明書は現場作業等が完了した段階で速やかに返却すること。

⑶　業務の進捗を報告するため、「業務月報報告書」に「業務月報」を添付し、翌月初めに委託者に提出するものとする。

⑷　受託者及び委託者は、指示、承諾、協議、検査及び確認などについては、打ち合わせ簿で行わなければならない。なお、打合せ簿については、双方が署名又は押印した原本を委託者が保管し、複製を受託者が保管するものとする。

12　著作権の帰属

本業務の成果物に関する著作権は本市に帰属するものとし、受託者は本業務の成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を本市に無償で譲渡するものとする。また、受託者は本業務の成果物に関する著作者人格権を本市又は本市が指定する第三者に対して行使しない

ものとする。また、受託者は本市に対し、本業務で制作したものが第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

13　その他

⑴　本業務に関する事項および作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏えいしてはならない。

⑵　本業務調査結果並びに成果品については本市の同意なくして使用してはならない。

⑶　業務内容について、不明な点や疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。

⑷　業務の履行に必要な用具及び資機材はすべて受託者の負担とする。

⑸　策定単価については、札幌市役所都市局市街地整備部開発指導課で閲覧することができる。
（住所：札幌市中央区北１条西２丁目　札幌市役所本庁舎７階南側）

個人情報の取扱いに関する特記事項

（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第１条　受注者（受託者）は、本工事（業務）を施工（履行）するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第２条　受注者（受託者）は、個人情報（個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第３条　受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により発注者（委託者）に報告しなければならない。

２　受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。

３　受注者（受託者）は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。

４　受注者（受託者）は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。

５　保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

６　従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第４条　受注者（受託者）は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。

２　受注者（受託者）は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。

３　受注者（受託者）は、発注者（委託者）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（守秘義務）
第５条　受注者（受託者）は、本工事（業務）の施工（履行）に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
２　受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（下請契約（再委託））
第６条　受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。
２　受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
(1) 下請契約（再委託）先の名称
(2) 下請契約（再委託）する理由
(3) 下請契約（再委託）して処理する内容
(4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報
(5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策
(6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法
３　発注者（委託者）が第１項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
４　発注者（委託者）が第１項及び第２項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
５　前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）
第７条　受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
２　受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）
第８条　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。
(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

(2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
(3) 従業者の監督を行うこと。
(4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）
第９条　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（受渡し）
第１０条　受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）
第１１条　受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。
２　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。
３　受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
４　受注者（受託者）は、前３項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
５　受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）
第１２条　受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
２　受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び調査）
第１３条　発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

２　発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第１４条　受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。

２　受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

３　発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第１５条　発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。

２　受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第１６条　受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害を発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式１－１】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）

年　　月　　日

（会社名等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事等名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

１　個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記１により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

（総括保護管理者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（保護管理者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□基本方針等に記載がある（該当する場合は□欄にチェック）

３　従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

□　従事者名簿

所　属	役　職	氏　名	秘密保持誓約
			□誓約書を徴した
			□誓約書を徴した
			□誓約書を徴した
			□誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記３(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2)　従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業者から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記３(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。

4　管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施錠装置　　□　有り　　□　無し

その他（　　）

5　セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

□　取り扱うことができる従業者を定めている。

□　セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。

□　施錠できる耐火金庫等に保管している。

□　電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。

□　その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

6　事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

7　情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

□　情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。

□　複数人で持ち運ぶこととしている。

□　その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【様式３－１】

個人情報取扱安全管理措置評価書

（途中から個人情報の取扱いをする工事等用）

1　評価対象に関する事項

(1) 会社名：

(2) 工事等名：

(3) 従業者数（※）：

※　個人情報の取扱いに従事する従業者数（提出名簿から）

2　令和＿＿年度個人情報取扱安全管理措置に対する評価

(1) 評価：

(2) 評価に至った理由

（　　）

3　各項目について

(1) 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定
（確認事項）
(2) 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置
（確認事項）
(3) 従業者の指定及び監督
（確認事項）
(4) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施
（確認事項）
(5) セキュリティ強化のための管理策
（確認事項）
(6) 事件・事故における報告連絡体制
（確認事項）
(7) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制
（確認事項）

【様式５】

個人情報取扱状況報告書

（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）

年　　月　　日

札幌市長　　様

住　所
会社名
代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名
受託期間
対象期間
安全管理対策の実施状況
１　当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業者の指定及び監督（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等用）からの変更（なし・あり） ２　その他特記事項等

令和８年度 滑動崩落対策施設 地下水位観測業務(里塚地区ほか２地区)

項目・工種・種別	当初数量	単　位
地下水調査		
地下水位観測	44	箇所・回
地下水位資料整理	44	箇所・回
観測孔等保守点検	1	業務
地下水位観測孔撤去	7	孔
地下水位観測孔設置	1	孔
塩ビ管運搬処分	1	回
打合せ（中間打合せ1回）	1	式
資料とりまとめ	1	業務
水位計新品交換	8	基
舗装復旧（観測孔撤去箇所）	6	箇所

●観測孔作業実施数量表

地区	ボーリング孔No.	地下水観測		観測孔撤去	舗装復旧	水位計新品交換	観測孔設置
		観測	資料整理				
里塚地区	ST-4	○	○				
	ST-5	○	○				
	ST-6			○	○		
	ST-6'	○	○			○	○
	ST-7	○	○			○	
	ST-8	○	○			○	
	ST-10	○	○				
	ST-11	○	○			○	
美しが丘地区	UT-2	○	○				
	UT-3	○	○			○	
	UT-4	○	○				
	UT-5	○	○				
	UT-5'	○	○				
	UT-6	○	○			○	
	UT-6'			○	○		
	UT-7	○	○				
	UT-8	○	○				
	UT-9	○	○				
	UT-10	○	○				
	UT-11	○	○				
	UT-12	○	○			○	
	UT-13	○	○			○	
	UT-14	○	○	○			
	UT-15	○	○				
	UT-16	○	○				
	UT-17	○	○				
	UT-18	○	○				
	UT-19	○	○				
	UT-20	○	○				
	UT-21	○	○				
月寒東地区	TK-1	○	○				
	TK-2	○	○				
	TK-3	○	○				
	TK-4	○	○				
	TK-5	○	○	○	○		
	TK-6（追加B-2）	○	○				
	TK-7	○	○				
	TK-8	○	○				
	TK-9	○	○	○	○		
	TK-10	○	○				
	TK-11	○	○	○	○		
	TK-12	○	○	○	○		
	TK-13	○	○				
	TK-14	○	○				
	TK-15	○	○				
	TK-16	○	○				
		44	44	7	6	8	1